

## 会議録(要旨)

- 1 会議名 令和6年度第1回北九州市障害者施策推進協議会
- 2 会議種別 附属機関
- 3 議 題
  - (1) 「北九州市障害者計画(平成30年度～令和5年度)」の実施状況について
  - (2) 「第6期北九州市障害福祉計画」及び「第2期北九州市障害児福祉計画」の評価について
- 4 開催日時 令和6年8月7日(水) 18時30分 ～ 20時05分
- 5 開催場所 市役所本庁舎 3階 大集会室  
(北九州市小倉北区城内1番1号)
- 6 出席者氏名
  - 【委員】(50音順)  
今村委員、榎委員、上地委員、木村委員、小橋委員、柴田委員、白川委員、高嵯委員、田中委員、鳥越委員、中村委員(会長)、松中委員、民田委員、森委員、森川委員、山田(貴代加)委員、山田(貴広)委員  
(計17名)
  - 【事務局】  
障害福祉部長、障害福祉企画課長、指定指導担当課長、  
精神保健・地域移行推進課長 等

### 7 会議経過(発言内容)

#### 議題1

#### 「北九州市障害者計画(平成30年度～令和5年度)」の実施状況について

##### ■ 11-(2)-1 (障害のある人の参画による啓発活動の実施)

- 資料2の65ページの「セルフヘルプフォーラム」の参加者が固定されていたように思うが、参加者の数は年ごとに減ってきているのか、増えてきているのか分

かるか。

(事務局)

「セルフヘルプフォーラム」の実績については令和5年度が113人、令和4年度が101人、令和3年度が87人と年100人前後で推移している。

■ 8 - (1) (情報アクセシビリティの向上 (意思疎通支援の充実))

■ 1 - (4) - 1 (日常生活用具の給付等と普及促進)

- 机上配布されている「障害者差別解消条例が変わりました」のチラシは、切り欠きがあるので音声で読むことができるものだと思うが、委員の皆様はご存じかもしれないが、先週、権利擁護の学習会に参加したところ、チラシが配布されており視覚障害の方もユニボイスが入っており音声を読み上げるので大丈夫ですと言われていたが、どうしたら読み上げるのかと質問したら、分からないとのことだった。機器がないと読めないとのことだった。個人差があるが全ての視覚障害の人にとってこれがあれば大丈夫ということではない、限られた方のみ読み取ることができるということを知っていて欲しい。

自分もパソコンの音声ソフトを利用しており、日常生活用具の給付対象のなかにある。給付を利用する場合、見積書を出してもらう必要があるが、ウェブ版とDV版がある。区の窓口で相談したらウェブ版は認められないとのことだった。区によっても対応が違っているようだ。居住区によって対応が違うというのはおかしい。そこで市の担当者に事情を話したところ、そのシステムの耐用年数に応じて価格設定されているが、期限があるものは対象になっていない、この音声ソフトは対象にならないとの回答だった。国がそのような指針を出しているとの話もあったので、厚労省の担当者にも確認したところ、そういうことは言っていないとのことだった。また、その旨を市の担当者に伝えたところ、北九州市の要綱で期限があるものは対象となっていないとのことだった。区によって対応が違うということと、要綱自体について、現状に合うように変更して欲しい。

(事務局)

1つ目の区によって対応が違うことはなくすべきと考えている。統一的な基準で行うべきで、個別のケースによっては区による裁量の部分があるが、そもそもの制度の根幹的な部分は差があってはいけないので適正化を図っていく。

2つ目の要綱自体に期限があるものはいけないことや、現物給付でないといけないことについては、要綱がどのような規定になっているのか今手元にないので確認する。日常生活用具の給付は地域生活支援事業であり、地域の実情に応じて、事業実施に裁量を与えられているので、他都市の状況等を参考にしながら、よりよい給付制度になるように検討していきたい。

- 要綱が現状に合っていないければ早急に見直して欲しい。
- 音声データなどのソフト類は毎年新しいものがでてきているので、それに合わせて規定も見直しも随時していかないと利便性を大きいものが利用者に届かないということにもなりかねないので、検討して欲しい。

■資料1「分野2 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）」

■10－（3）－1（市における合理的配慮の充実）

■10－（3）－2（市職員等の研修の実施）

- 資料1の分野2で情報アクセシビリティの向上とあるが、アクセシビリティについて分かりやすく書いて欲しい。

また、資料2の62ページの出前講演等20回のうち職員研修は3回というのは回数が少ないのではないか。加えて、「市職員を対象とした視覚障害者支援者研修会」の5回実施も少なく感じることに、参加者113人とあるが、「10－（3）－1」のほうは市職員の参加者が記載されていない。

（事務局）

本日の資料は計画の抜粋したものであるが、計画冊子のほうは難しい用語については用語集を作成しておりそこで内容についても説明している。アクセシビリティとは情報の取得のしやすさのことである。

また、出前講演の回数が少ないことについては、今、いろいろなところから出前講演の声掛けをいただいているので、回数を増やしていきたいと考えている。市の職員の参加人数などについては後日、回答したい。研修については、例えば入職して3年目や1年目の職員を対象としたものなどを行っている。

■資料2－1「北九州市障害者計画」令和5年度 主な施策の実施状況

- 資料の構成を確認したいが、先ほど説明のあった資料2－1について、分野が10まで（※実際は11まで）あるが、分野ごとにまとめられていなくて、飛び飛びで分野1、5、7、8、10の分だけがある。何か理由はあるのか。通常、分野ごとに総括があっているのではないかと思うが、こういった背景や理由で作成されたのか教えて欲しい。

（事務局）

資料2－1はあくまで抜粋版で、分野1から分野11のなかで特に委員に説明したい分野について抜粋して作成したところである。

■ 7 - (1) - 1 (市営住宅のバリアフリー化の推進及び優先入居)

■ 3 - (1) - 7 (精神障害のある人の地域生活の支援体制の充実)

- 資料2の44ページにある障害のある人や高齢者に対する市営住宅の優先入居について、多様性のダイバーシティ、例えばLGBTQの方などの優先入居は障害として扱ったりしているのかという点について教えて欲しい。

次に、資料2の17ページの「精神障害のある人の地域生活の支援体制の充実」について、令和5年度の実施状況に入院患者についてはピアサポーターの活動などについて記載されているが、次年度については入院患者訪問支援事業がスタートする。例えば、専門職とピアサポーターがセットで訪問していくのがモデル的に進んでいくという情報もあり、県のほうも少し進めつつあるので、是非、今後、その点も含めて検討をして欲しい。

(事務局)

市営住宅の優先入居については都市整備局の住宅部のほうに確認する。

■ 1 - (2) - 4 (障害福祉サービス事業所等による障害福祉サービス等の質の向上)

■ 4 - (1) - 7 (個別の教育支援計画に基づく支援)

- 事業者指導というところで、福祉サービス事業者の質の向上というのはかなり難しいテーマだと思うが、実際に指導するのもかなり苦慮されているところだと思う。

私の方が最近危惧しているのは、報酬改定があって、主任相談支援専門員という資格を取った場合、他の事業所などに助言指導を行ったという実績があれば加算がつくという話がある。昨年度までこれについては県の研修の中で主任相談支援専門員の資格を取るため受ける必要があり、資格取得のハードルは高かったが、今年度からは、何かその報酬改定の絡みもあるかもしれないが、いきなり10人弱ぐらいの名前があがっていて、この人が本当に主任相談員としての機能を果たせるのかとちょっと心配している。実際にこの人たちが例えば他の事業所に行ききちんと助言指導したという実績もないままに、加算をつけたりすることのないように、チェック体制を厳しく行って欲しい。それが質の向上にも繋がっていくと思う。

次に資料2の27ページにある、個別の教育支援計画について基づく支援について、私どもも特別支援学校などに行き、よくケースカンファレンス等する機会があるが、私は教育支援計画を見たことがない。教育支援計画はこの資料2に記載されているものを見ると私の認識と違って、切れ目のない一貫した支援を行うという教育行政の中で完結するように記載されていて、学校教育以外の福祉あるいは医療など他機関との連携の時に使うツールとしてこの教育支援計画が使われるものという認識を持っていたが、そうではないのか、それならばこの教育支

援計画というのはどういうところで使われているのか、そこを教えて欲しい。

(事務局)

今年度は10名以上の方が主任相談支援専門員の研修に参加され、昨年度は確か1名もしくは2名だったと思うが、増えた。それは、もともと主任相談支援専門員というのは、地域の相談支援事業所のリーダー的な存在ということで、これまでは基幹相談支援センターの方を市のほうで指名して研修に参加してもらっていたのだが、本来、今回の報酬改定等で主任相談支援専門の方々の役割は非常に重要なものとなり加算も大幅をアップして、その分、他の事業所へのノウハウの提供等をしていただくことを含めて条件として募集したところ、多くの方に申請してもらった。当然、県の方でも、北九州市、福岡市とか、いろんな市町村も募集しているため、県の選考基準等も参考にし、専門員としての従事件数やこれまでいろいろな県の研修へ参加状況などをみて、市のほうで研修に参加される方の優先順位をつけて、今回、10名以上の方に参加してもらうことになった。この主任相談支援専門員は研修を受けるだけではなく、地域の相談支援事業所の方にフィードバックしてもらうというのが、重要な役割である。当初の条件と役割を担っていただき、それに見合えば当然加算を付けさせていただき、そこはしっかりチェックをしていきたい。そこは、検証できない方に対しては十分指導していくこととしている。

(事務局)

個別の教育支援計画については、本人と保護者が主体となって小学校入学前から子どもがどのような教育的支援を受けながら学齢期を過ごすのか、小学校時代、中学校時代、また高等教育を選ぶのかどうか、放課後デイサービスはどのようにするのか、習い事はどのようにするのかなど、社会的資源と学校教育を兼ね合わせて、要望が記載されたものを義務教育側が受取り、保護者の意向に沿いながら教育支援を行っていくというものが本来の主旨である。そのため、教育支援計画の内容が次の就学先や就労先等にも正しくかつ確実に引継ぎが行われるようにと資料2にも記載している。しかしながら、小学校入学前に個別教育支援計画を持って入学されるケースはまだまだ少ない状況である。小学校入学時に教育支援計画の必要性をしっかりと説明して、なかば学校が主体となる場面もあるかもしれないが、保護者の方に聞き取りをしっかりと行って言語化していく、その手伝いをしていくということ、そこに書かれたものについてはしっかりと学校教育のなかで実現に向けて努めていくこととしている。

- この教育支援計画の作成の責任者はだれになるのか。

(事務局)

保護者主体になる。これに対して学校も協力していく。

- カンファレンス等に行く際に他の機関も教育支援計画を見せてもらうことはできるのか。

(事務局)

保護者の同意があれば可能である。

■ 3 - (2) - 7 (北九州市難病対策地域協議会の開催)

■ 5 - (5) - 2 (利用料や運賃等に対する割引・減免等)

- 資料2の21ページ、北九州市難病対策地域協議会について、令和5年度は1回の開催となっている。この協議会は支援体制について協議を行う場ということになっているが、最低でも、現状の課題の抽出と、年度の終わりに、その経過報告それから考察等を行うということで2回は必要だと思う。本来は年度の途中で方向性の修正という部分では3回が理想的だとは思うが。どの支援も難病患者に少しずつそぐわないところがあり、どの障害もそうだとは思うが、結局、どれにも当てはまらなくサービス使えないということがある。その辺を、しっかり協議していかないといけないし、そういう場を作る、ということになっているので、効果的に運用・運営をしていっていただきたい。協議の前には、その課題について話し合ったりもしているので、ぜひ活発な開催をお願いしたいと思う。

それから、39ページの5 - (5) - 2、公の施設の利用料についてのところ。障害者手帳の提示による減免について、従来通り取り扱いを継続しましたということになっているが、障害者手帳だけではなく、難病の受給者証や登録者証も運用が始まっている。同じ障害者として、ぜひ減免の対象に加えて欲しいと要望はしているがなかなか進まない。バスの運賃など、なかなか進まないのはわかるが、市の施設について、例えば、いのちのたび博物館のホームページでいつまでも、難病の受給者証の項目が減免の対象に上がらない。どうして進まないのか、条例があるからと以前言われたが、条例の改正は、なぜ進まないのかをお答えいただきたい。

(事務局)

北九州市難病対策地域協議会について、行政主導だけじゃなく、当事者発の活動を高めていくという視点での議論も含めて、多様な議論をしていき、地域社会を変えていく発信ができるような、大きな理念を持ってスタートしたと理解している。しかしながら、回を重ねて議論を深めて、新しい取組のうねりを生み出すというところまでできておらず、課題であると考えている。議論を深めていくた

めには時間も、回数も必要だということは同じ認識である。

(事務局)

公共施設の利用料金について、所管によって各条例が定められている。割引制度の拡大が広がってきているので、そのような取組を踏まえ、各施設所管課にも話をしていきたいと思う。

障害のことを理解していただくというのは非常に大事なことだと思う。割引制度も含め、施策をどんどんPRしていくべきだと思うので、その先に割引や、さらなる施設のサービスの充実など、できる範囲の努力を、これからもやっていきたいと思う。

#### ■ 7—(2)—3 (公共交通機関以外の移動手段の確保)

- 移動に関すること、外出することは社会参加の第一歩とも言われているように、移動の利便性が大きな社会参加、行動に結びつくことになると思う。現在、JR駅の無人化の傾向やバスの減便など、ヘルパーさんが不足して、外出が困難になってきている。これが差別解消法に逆行した動きになっている。その中で、リフトバスも老朽化して、令和6年度は、団体に年1回限りとなっている。今後このリフトバス・福祉バスの展望が危惧されるが、この辺が何かわかれば教えていただきたい。

(事務局)

現在、リフトバス自体が20年以上経っていて、老朽化が進んでいる状況。現状では、バスを貸し出すことが今後困難な状況。今後のリフトバスの在り方を、北九州市障害福祉団体連絡協議会などの関係団体に伺いながら、継続や運用を踏まえて、検討している状況である。

#### ■現状の課題・今後の見通し

- 資料2、大量に作って大変だったと思うが、現状の課題・今後の見通しというところが、今ひとつわからないところがあり、引き続き取り組むという記載が比較的多く、実施したことに対する評価を書いていないところが多い。例えば31ページの4—(3)—5の政策局総務課の北九州市立大学は、現状の評価課題、それに対する今後の見通しをいうのがあるので、読んでいて、なるほどという感じはする。他にも、研修会など、実施したことに対して、ニーズがあるので、今後も引き続き取り組むとの評価が入っているところもあるが、そうではなく、引き続き協議を進める、と実施したことに対する情報がないものがある。次回以降、分かりやすく記載してもらおうよう要望する。

(事務局)

今後、計画に対するPDCAの観点については、新しい計画においても引き続き行うのでその観点を踏まえて、資料等の作成をしていく。一部は比較して評価できないところもあるが、そこも踏まえながら作成していきたいと思う。

- こういった施策の時に、達成率というのを出すと、第三者的にはわかりやすいと思う。

(事務局)

達成率という点では、資料4に個別の目標を各取組に対して立てている。

## 議題2

### 「第6期北九州市障害福祉計画」及び「第2期北九州市障害児福祉計画」の評価について

#### ■資料4 (4) 福祉施設から一般就労への移行等

- 就労定着支援事業について、令和3年12事業所、令和4年13事業所、令和5年14事業所と、一つずつ事業所が増えている。そのうち、一般就労に移行した人が令和3年254人、令和4年305人、令和5年325人ということで、少しずつ増えている。そのうち、定着支援事業の対象者が、令和3年86人、令和4年128人、令和5年93人と、%で計算すると、令和5年の方が若干落ちている。また、(就労定着支援事業による支援と開始した時点から1年後の職場定着率が8割以上の事業所の割合が)令和3年は8割以上(※実際は7割以上)、令和4年と5年は5割になっており、若干落ちている。

そこで、令和3年は、定着しやすい人が支援事業を受けて、令和4年と令和5年は定着しづらい人が支援を受けるなどの理由から、5割に落ち込んでしまったのか。それとも、令和4年、令和5年は定着支援事業を受けた人の割合が少ないのは、支援をしてくれる人が減ったのか。いろいろな事情があって減ったと思うが、細かい分析はできているか。

(事務局)

取組みとして足りない部分が明確な場合は、そこを中心に行っている。明確になっていない場合は、事業所や仕事サポートセンター等を通じての定着、企業に対する理解などが定着率に大きく影響していくと思うので、そういうところにも力を入れて取り組んでまいりたい。



#### ■資料4（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 同行援護の支援の利用者がボランティアに流れてきていると感じている。計画を策定する際の活動指標の見込について、実績数が、かなり見込を超えてきている。見込が増えてくると、事業所負担になり、その結果、支援ができず、ボランティアの方に流れてくる。そのため、計画を立てる際に、見込の精度向上をお願いする。また、各事業所へも、許容できる目標であるのかどうか確認いただければと思う。

（事務局）

同行援護等について、負担が大きいということで、令和5年度からサービスの利用者数を含めて増えているため、現状のサービスや利用状況を鑑みながら、対応していきたい。

（事務局）

令和3年度～令和5年度の前計画は、居宅介護や重度訪問介護、同行援護を合計して見込んでいるが、令和6年度から令和8年度の計画からは、個別に数字の方を追うように表記している。そのため、より一つ一つのサービスについて、見込と実績が比較、分析しやすくなるよう策定していること、補足させていただく。

- 相談支援体制について、数値的には評価されていたと思うが、数字に隠れた部分で悩みを抱えている方が結構いると思う。例えば、発達障害のことが挙げられているが、仕事を探してやっと職について障害者枠で採用されて、何とか軌道に乗ってやっていて、意欲的にもっと時間を増やしたいところだが、会社としては、社会保険に加入できないところで留められる事例もある。住まいのところでも、入居できて生活はしている、目の見えない人が住んでいたらいつ火事を起こすか怖いから、障害者の人は出て行ってほしいとか、障害のある人とは住みたくないとか、よく言われている。でも、生活していかないといけないので、良好な関係を保ちたいから、我慢しているというような悩みを聞くこともある。相談支援体制は、今、基幹相談支援センターが役割を担っていると思うが、発達障害の方は慣れた担当者が代わって引き継ぎがされていない場合、もう相談できない状況になっていると感じてしまうので、相談体制の強化が大切と感じている。

（事務局）

相談支援体制、障害のある方々が一番身近で相談しやすい体制、一番お話をする機会が多い機関と思っている。職員の方が異動するなど代わったりすれば、引継ぎして、継続した支援をしている。また、先ほども話あったが、主任支援相談員の研修に今回10数名、北九州市の方が参加する。そういう方も含めて高度な

相談支援体制のフィードバックを地域の相談支援事業所に伝えていただき、質の向上を図るということをやっていきたいと思う。それぞれの地域で、それぞれが住みやすいような、まちづくりを含めて、広報啓発周知を行っていく必要があると同時に考えている。

## その他について

- 精神の障害の方たちがかなり増えたように見えるが、発達障害の方が含まれるか。

(事務局)

精神障害者の手帳所持者の中には、発達障害の方も入っている。

- 全体を通して、この協議会の資料について。ぜひ、考察を深めていってはどうかと思う。人が足りないのか、予算が足りないのか、情報が伝わっていないのか、意識の向上が必要なのか、そういう原因を考察して、毎年この第1回目の協議会では共通理解した上で意見を出し合うと、もっと深められると思う。

(事務局)

先ほどのご意見を踏まえて、資料の作り方に関して、今後検討していきたいと思う。